

運転者健康診断受診促進助成金交付要綱

令和5年2月28日
一般社団法人 神奈川県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(一社)神奈川県トラック協会(以下「神ト協」という。)が行う、会員事業者(以下「会員」という。)が実施する定期健康診断の受診に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進し、運転者の定期健康診断についての受診率向上を図るとともに、運転者の健康状態に起因する事故を防止することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、会員事業者の神奈川県内の営業所に勤務する運転者を対象とする。

- 2 会費を滞納している事業者は助成対象としない。
- 3 新規入会事業者については、入会日以降に実施したものを対象とする。

(助成額・上限人数)

第3条 助成額は、定期健康診断(労働安全衛生規則第44条第1項に規定する全ての項目)を受診した者1名につき3,000円とする。また、健康診断受診料が助成額を下回る場合は受診料と同額までとする。

但し、1人あたりの助成額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

- 2 助成人数は、会費請求台数(被牽引車を除く)までとし、当該年度で1社延べ200名を上限とする。

(助成対象期間及び受付期間等)

第4条 令和5年3月1日から令和6年2月29日までに支払いが完了したものを対象とする。

- 2 申請書の受付期間は、令和5年6月1日から令和6年2月29日必着までとする。なお、上記期間内であっても予算に達した場合、その時点までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする会員は、「運転者健康診断受診促進助成金申請書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに協会窓口へ提出する。また、郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送され

たものを助成対象とする。

- 2 添付書類等、必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

(助成金の決定)

第6条 神ト協は前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、「運転者健康診断受診促進助成金交付決定通知書」を事業者に通知する。

(助成金の交付)

第7条 神ト協は前条の「運転者健康診断受診促進助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他必要な事項)

第9条 会員は健康診断等の情報提供を神ト協より依頼された場合、その情報提供に協力し、助成金を受けた会員は、神ト協が主催する健康管理研修会等への参加に努める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は平成25年4月1日より適用する。
2. 平成26年4月11日改訂
3. 平成27年4月14日改訂
4. 平成28年4月12日改訂
5. 平成29年4月12日改訂
6. 平成30年4月11日改訂
7. 令和元年4月22日改訂
8. 令和2年4月24日改訂
9. 令和3年4月23日改訂
10. 令和4年4月20日改訂
11. 令和5年2月28日改訂